



島根県報

令和3年11月16日（火）

号外 第 135 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (2件)

(") 3

告 示**島根県告示第677号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	大根島線	松江市八束町遅江855番1地先から同901番3地先まで	前	メートル 7.47～ 21.11	メートル 283.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	メートル 7.47～ 21.11	メートル 283.00		

島根県告示第678号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大根島線	松江市八束町遅江855番1地先から同901番3地先まで	メートル 283.00	令和3年 11月16日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第679号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年11月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田美都線	益田市美都町板井川369番3地先から同地先まで	メートル 6.40	令和3年 11月30日	益田県土整備 事務所	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄481番1地先から同491番1地先まで	215.20	令和3年 11月16日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	